

令和6年度

奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定める。

2 事業の目的

奥会津地域では、2022年の只見線全線運転再開を契機に地域への来訪者が増加している一方、鉄道利用者の駅からの移動手段が不足している状態となっている。

本事業では、奥会津地域内の主要鉄道駅周辺にカーシェアリングを導入し、観光客による利用、その他ビジネス等での来訪者の利用等において、カーシェアリングの実証事業を実施することで、地域課題にある駅からの移動手段の確保や、観光客の観光周遊性の向上を図ることを目的とする。

3 事業の概要

- (1) 発注者 只見川電源流域振興協議会
- (2) 業務名 奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務
- (3) 業務内容
 - ア 車両の調達
 - イ カーシェアリング運用業務
 - ウ サービス利用促進のための業務
 - エ 利用状況の整理・分析と効果検証
 - オ 実施体制の整備
 - カ 協議・打合せ

※詳細は別紙「奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務委託仕様書」を参照すること。

- (4) 予算額 金8,712,000円
※消費税額及び地方消費税額を含む。
- (5) 履行期限 受注者は、原則として令和7年2月28日までの期間内で、かつプロポーザルに提出された業務工程表の完了時期迄に完成させる。

4 公募スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 令和6年3月25日（月）
- (2) 質問書の受付期間 令和6年3月25日（月）～4月 5日（金）
- (3) 質問に対する回答 令和6年4月 8日（月）※予定
- (4) 参加申込書及び企画提案書の提出 令和6年4月12日（金）17時必着
- (5) 審査結果の通知及び契約締結 令和6年4月中旬 ※予定

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 日本国内に本店、支店、営業所などの拠点を持つこと。
- (2) 地方税、国税などを滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれの規定に該当する者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て中又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中でないこと。
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体などから指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 福島県暴力団排除条例（平成23年条例第51号）第2条に該当する者ではないこと。

6 参加申込及び企画提案の方法

本プロポーザルに参加する者は、以下の方法により参加申込などを行うこと。

(1) 参加申込書などの提出

①提出期限までに以下の書類を持参または郵送（簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。）により提出すること。

なお、様式は当協議会ホームページからダウンロードすること。

ア「参加申込書」8部（様式1）

イ「会社（団体）概要書」8部（様式2）

ウ「業務受託実績書」8部（様式3）

業務受託実績について3件以内を記載し、その実績が確認できる資料（記録誌やその目次など）を1部提出すること。

エ「業務実施体制」8部（様式4）

契約締結後における業務の実施体制及び業務従事者の情報（予定）について記載すること。

オ「企画提案書」8部（様式任意）

カ「業務工程表」8部（様式任意）

ク「参考見積書」8部（様式任意）

*イ及びウ並びにエについては、様式に掲げる項目内容が記載された既成資料での提出を可とする。

②企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

③提出された企画提案書などは、返却しないこととする。

(2) 仕様書に記載されている事項以外で、事業の趣旨や目的に沿うものであって、予算の範囲内であれば加えて提案することは可とする。

(3) 質問書（様式5）の受付

①本プロポーザルに関する質問は、趣旨を簡潔にまとめ電子メールにより提出すること。

②質問者には、電子メールにより回答を送付する。なお、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

7 選定方法

提出された企画提案書等の**書面審査**を行い、委託候補者を選定する。（プレゼンテーションは実施しない。）審査委員会での最も高い評価となった提案者を受託候補者として選定する。

また、提案者が1者の場合は、その内容が審査基準（全委員の平均得点が60点以上）を満たす場合のみ当該提案者を受託候補者として選定する。

(1) 企画提案書等により書面審査を行い、受託候補者の選定を行う。

(2) 審査の結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。

(3) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合はその提案及び、審査結果を無効とする。

8 審査基準

審査は、100点を満点とし、以下の点を基準により審査する。

(1) 業務遂行能力・実施体制

- ①過去に同種のカーシェアリング業務または類似の業務実績を有するか。(10点)
- ②本業務を効果的・効率的に実施するための体制が整えられているか。(10点)

(2) 業務の実効性

- ①事業に必要な車両を保有または確保できるか。(10点)
- ②事業に必要な設備、システムを確保、設置、撤去ができるか。(10点)
- ③カーシェアリング利用率の増加につながる提案がなされているか。(20点)
- ④利用者からの問合せやトラブルに迅速に対応できる体制が整えられているか。(10点)
- ⑤利用状況の整理・分析と効果検証ができる体制が整えられているか。(10点)

(3) その他

- ①実施手順、スケジュールが適切に示され、実施可能な工程であるか。(10点)
- ②提案に対して、見積りが適切であるか。(10点)

9 契約

(1) 受託者の決定

受託候補者と仕様及びに委託料など詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、受託候補者との協議が整わない場合は、契約の採択に至らない場合がある。

(2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を作成し、当協議会と協議の上、速やかに手続きを進めるものとする。

なお、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更することができる。この場合、委託予算額上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額などを調整できるものとする。

10 各書類の提出先・問合せ先

担当 只見川電源流域振興協議会 鈴木徹

住所 〒968-0006 福島県大沼郡金山町大字中川字上居平933番地

電話 0241-42-7125

FAX 0241-42-7127

メール tdrsk@okuaizu.net